



福岡医発第 2873 号 (地)
令和 4 年 1 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年次会計検査院実地検査における指摘内容について

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙のとおり令和 4 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

指摘内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて周知するとともに、算定誤りがないよう注意喚起しておりますが、類似する内容が例年指摘されております。

つきましては、今回の指摘内容につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、

- 1) 該当する医療機関に対しましては、県医療保険課又は九州厚生局により診療報酬請求内容等に関し確認が行われ、請求に過誤がある場合には、例年どおり返還が求められます。新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、令和 4 年 2 月より実施される予定です。
- 2) 本件につきましては、福岡県医報 3 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

3 医 保 第 1936 号
令 和 4 年 1 月 5 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長



令和4年次会計検査院実地検査における指摘内容の周知について（依頼）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たりましては、日頃から御協力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、診療報酬の適切な請求に関する指導等につきましては、従来から貴会の御協力を得て実施しているところですが、令和3年12月に行われました令和4年次会計検査院実地検査において、別添のとおり診療報酬の請求に関する指摘を受けております。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、引き続き保険医療機関への指導等に御協力賜りますとともに、今回の指摘内容について、貴会会報への掲載等を通じて会員の方へ周知いただきますようお願いいたします。

令和4年次 会計検査院実地検査指摘事項の概要

令和3年12月実施

1 療養病棟入院基本料（患者の医療区分判定疑義）について

療養病棟入院基本料は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た病棟に入院している患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従って当該患者ごとに所定の点数を算定することとされている。

しかし、複数の医療機関において、医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目について制限日数を超えて連続して該当するものとしていたり、対象となる疾患、状態に該当しないと思われるものについて該当するとしているなど、医療区分の評価の実態について疑義があったもの。

【4 医療機関】

2 入院基本料等加算（超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算 算定疑義）について

入院基本料等加算のうち超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算は、重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者に限る。）等については、判定基準の判定スコアが25以上又は10以上の場合等に算定できるとされている。

しかし、複数の医療機関において、要件を満たさない患者に対して、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【14 医療機関】

3 リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）について

リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関において、標準的算定日数に限り算定することとされている。ただし、必要があつて、標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとされており、この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、定められた低い点数で算定することとされている。

しかし、複数の医療機関において、定められた点数ではなく、より高い点数で算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【9 医療機関】

※指摘を受けた医療機関は、25医療機関。

（複数の項目において指摘を受けている医療機関あり。）